生　徒　心　得

（定　時　制）

1　規律に関する事項

（1）基本姿勢

〇本校生徒としての自覚と誇りを持ち行動する。
〇礼節を重んじ、責任ある行動を心掛ける。
〇団体生活の規律を遵守し、他人を思いやれる行動を心掛ける。

（2）主な禁止事項

○ いじめや窃盗、暴力、飲酒、喫煙などの刑法や禁止条例に触れる行為。
○ 道路交通法に触れる行為。
○ 公営のギャンブル場やパチンコなどの遊技場への入場。
○ 保護者を伴わないゲームセンターやカラオケボックスへの入場。（未成年者）

（3）携帯電話の使用について

○ マナーを守り他人に迷惑をかけないようにし、学校生活に支障をきたすことのないようにする。

（4）各種届け出

○ 生徒集会、校内掲示、放送等は、生徒部長を通して校長の許可を受けなければならない。
○ 校外の団体等に所属する場合は、担任を通して学校に届け出なければならない。
○ 生徒個人の合宿や旅行の際は、保護者の同意の上、担任を通して学校に届け出なければならない。
○ アルバイト及び就労について、未成年者は雇用主の確認と保護者同意の上、学校に「未成年者就労届」を提出する。また、成人者は「成人者就労先確認書」を提出する。

2　校内における注意事項

（1）学習活動について

○ 正当な理由なく授業を欠席しない。
○ 欠席、遅刻の場合は、原則、保護者が担任に必ず連絡する。
○ 早退・欠課するときは事前に担任に届け出る。
○ 登校後は、放課後まで許可なく校外に出てはならない。

（2）校内の活動について

○ 公共の建築物、施設、備品等の取り扱いは十分に留意する。
○ 校内の清掃美化に留意し、清潔で快適な環境を保つように心掛ける。

（3）服装規定

○ 男子は学生服
○ 女子は本校指定の制服（ブレザー、キュロットスカート、スラックス）

（4）頭髪規定

○ 社会通念上好ましい髪型とする。

3　通学に関する事項

（1）交通安全の遵守及び義務

○ 被害者、加害者のどちらにもならないように交通ルールを守り、責任ある行動を心掛ける。
○ 交通事故に遭遇した場合は、速やかに対応（警察、救急）するとともに学校に報告する。
○ 車両（自転車、原付、自動二輪車、自動車）を運転する場合は、道路交通法と学校が定める規定を遵守する。

（２）自転車通学

○ 希望者は「自転車通学届」を提出し、自転車ステッカーを受領し貼り付ける。

○ 運転時はヘルメット着用が望ましい。(努力義務)

（３）原付・自動二輪車・普通自動車通学

○ １６歳以上の者で、原付・自動二輪車の通学希望者は、「原付二輪車通学届」か「自動二輪車通学届」・「自賠責保険証」・「任意保険証」・「免許証」の各写しを添付して提出する。

○ １８歳以上の者で、普通自動車通学希望者は「普通自動車通学届」と「自賠責保険証」・「任意保険証」・「運転免許証」の各写しを添付して提出する。

○ 通学以外に運転する場合は、各自の責任において安全運転を心がける。

○ ヘルメット等は盗難等に注意し、自己管理をする。

○ 校内における事故等は、各自で責任をもつこと。

○ 原付・自動二輪車通学者は、夏季略装期間においても防寒着の着用を認める。
防寒着は華美でなく、乗車時の安全が確保できるものを着用する。

○ 通学時の原付、自動二輪車・自動車は、学校東側駐車場の指示する所定の位置に駐車する。
※その他「原動機付自転車・自動二輪・普通自動車の通学利用について」に従うこと。

（４）運転免許取得

○ １６歳以上の者で原付・自動二輪車の運転免許取得を希望する者は事前に「原付・自動二輪車運転免許受験届」を、１８歳以上の者で普通自動車、その他の運転免許取得を希望する者は「普通自動車他運転免許受験届」を提出する。

○ 運転免許を取得したときは「免許証の写し」を提出する。

○ 運転免許取得のために、学校を欠席・遅刻・早退をしてはならない。

４　成人者における事項（２０歳以上）

（１）喫煙について

○ 敷地内全面禁煙なので喫煙できない。

５　就労に関する事項

（１）就労の目的

○ 職業の三要素である、社会参加、自己の確立、生計の維持を自ら就労することによって学ばせる。

（２）就労の条件

○ 夜間及び飲酒の伴う場所での就労は原則禁止するが、成人者は考慮する。

付則　この規定は、平成１５年１０月１日から施行する
付則　この規定は、平成１６年　４月１日から施行する
付則　この規定は、平成１７年　４月１日から施行する
付則　この規定は、平成１９年　７月１日から施行する
付則　この規定は、平成２１年　６月１日から施行する
付則　この規定は、平成２４年１１月１日から施行する
付則　この規定は、平成２７年　４月１日から施行する
付則　この規定は、平成２９年　４月１日から施行する
付則　この規定は、令和　５年　４月１日から施行する